

第9回東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会議事要旨

- 1 日時 平成12年4月27日(木) 10:00~12:00
- 2 場所 東京都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6
- 3 出席者
〔委員〕 江尻委員、遠藤委員、尾崎委員、松原委員、武藤委員、山岡委員、山崎委員、
寄本委員、和久井委員、渡戸委員
〔事務局〕 喜名生活文化局市民活動担当課長
〔オブザーバー〕 市民活動の促進に関する連絡調整会議 幹事
〔傍聴者〕 1名
- 1 議題
1 委員の変更について(報告)
2 「特定非営利活動促進法施行後の現状と課題に関する調査」の調査結果について
3 「協働の推進指針」答申の骨子(案)について
4 今後の検討方法について
5 今後の開催予定について
- 5 配付資料
資料1 「東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会設置要綱・同委員会委員名簿」
資料2 「特定非営利活動促進法施行後の現状と課題に関する調査」結果速報
資料3 「『協働の推進指針』答申の骨子(案)について」
資料4 「第8回東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会」議事要旨
- 6 会議内容
(1)委員の変更について(報告)
行政職員の人事異動に伴い、委員に変更があった。
小谷田委員に代わり遠藤恵喜委員(多摩市企画部長)。
樋口委員に代わり尾崎眞幸委員(東京都生活文化局調整担当部長)。

(2)「特定非営利活動促進法施行後の現状と課題に関する調査」の調査結果について
調査の速報について事務局から説明があった。
〔委員〕貴重なデータなのでさらなる分析を進めてほしい。法人に対する調査の調査対象数は、都に登記完了届出書を出した法人の9割程度か。任意団体の選択の基準は。
〔事務局〕法人は2月末までに都に届出書を提出した法人すべてを対象とした。任意団体は、平成8年度の市民団体調査で、都内に5,229団体あるとされた中から法人格を持たない団体を無作為抽出し対象とした。
〔委員〕調査データについて、二つの調査対象集団での回答傾向の違いを今後分析整理してほしい。
〔委員〕この調査の最終的な公表はいつか。
〔事務局〕今回の報告書をまとめる際の基礎的な資料と考えている。
〔委員〕特定非営利活動促進法改正が今年後半ぐらいから本格化するのに間に合うよう公表してほしい。5月24日に経済企画庁の調査結果も発表されるのであわせて法改正に役立つ資料となる。
〔委員〕特定非営利活動促進法施行後につくられた団体の数が意外に多い。前々から存在する団体が法の認証を得たというだけでなく、新たにつくられた団体がかなりの率を占めている。
〔委員〕他の市民活動団体との連携が、現在抱えている課題として余り出ていない。特に法人格取得団体では既に他団体との連携がなされていて低い数字になったのか、他の委員の方のコメントをいただきたい。行政とのパートナーシップ・協働では、市民団体の側がいかにネットワークを持って協働するかが非常に重要。その観点

からこの低い数字の意味はなにか。同項目の質問では法人格を持たない任意団体の数字の方が少し高い。

〔委員〕日本の市民団体は他団体との連携が苦手だとよく言われる。後任者をつくる傾向が十分育っていない、アドボケート・インスティテュートが少ない。

〔委員〕ほかのアンケートでも、われわれの実感でもそうだが、いま特定非営利活動促進法で起こっている事態は、新しいNPO団体の急速な増加である。そういう団体は活動分野が十分確立していないので、他団体とのネットワークの必要性も感じないし、どういうネットワークがあるか、またネットワーク自体を知らない。

〔委員〕新しいNPO団体は、ネットワークの価値・効用を見出していないし、また、自らの団体運営で精一杯の状況である。しかし、優遇税制の問題など共通課題ではネットワークが形成されることもある。介護保険では、「住民参加」が一つのきっかけになって市民互助型連絡協議会が全国展開で生まれつつある。

〔委員〕推進役の中核になる団体がないとネットワークが出来にくい現状がある。例えばHPなどでまずお互いの活動を理解し合うなど立ち上がりの際における支援が大事。

〔委員〕経済企画庁のアンケートのまとめとの比較では、東京は全国規模の組織と地域規模の組織とが混在したデータと理解している。

〔委員〕任意団体は設立が非常に古い団体が多い。自分達の団体で行なった調査でも、高齢化や後継者不足で解散予定や休眠状態の団体が非常に多かった。法人格を取った団体は非常に元気がある。旧来型の任意団体と法人との連携も今後考えていくべき。行政との関わりは、任意団体と法人格を取った団体ではかなり違う。

協働する上で行政と相反する団体との関わりをどうするか、市民の意見が行政の施策に反映されるか大いに考えなくてはいけない。

(3) 「協働の推進指針」答申の骨子(案)について 配付資料3に基づき事務局から説明があった。

〔委員〕この委員会は、都の協働に対しての対応がベースだろうから、一般論と都の特殊性を踏まえて書かなければいけない。

〔事務局〕都の具体的な施策として実際に実施できる事項を考えないと意味がない。東京の特殊事情を明確にし、その中で都が実施すべきこと、実施できることを打ち出していきたい。

〔委員〕東京都という行政組織、あるいは東京都という舞台における市民活動の現状等の特徴を再認識することが必要。

〔委員〕一般論でなく、都がNPOとの協働を推進する上で具体的にどういう課題を持っているかを、ここに入れるのには異論がない。

〔委員〕この委員会の大きな目的は、都職員の意識改革にある。

〔委員〕協働の意義と必要性につながりをつけないと説得力に欠ける。従来行政主導型、措置や法律の範囲内で業務を行っていたのが、参画型に変わっていく背景が示されると協働の意義が出てくるし、パートナーという意味が都民にわかりやすい。

〔委員〕介護保険枠外の自立判定の人へのサービス、移送・配食サービスの重要性に対する認識度が高まっている。地域、行動の支え合いの部分をNPO団体、市民団体が支えている。

〔委員〕自治体と市民活動団体はそれぞれ独自の活動をきちんとやっていくということ。「広義の『協働』」と言うかどうか。自分が使うときは、「広義の『協働』」は支援、共催、委託まで含めた広い意味での「協働」と言い、支援、委託は含まない本当にタイアップしておこなうものを「狭義の『協働』」と定義している。各自独自の活動が共存する部分は広義でも「協働」の概念に当てはめなくて良いのではないか。

〔委員〕趣旨として公共性が多様な市民活動団体との連携の中で再構築される必要があ

る、ということを書けば良いのでは。

〔委員〕「狭義の『協働』」を「協働」と呼べば良いのでは。市民活動団体も行政も協働しなければいけないのでなく、協働は市民活動と行政のあり方の一つの局面でしかなく、全く協働しない市民活動がたくさんあるのが良い社会だし、協働せずとも行政は責任を担っている重要な部分がある。「協働」は市民活動全体からも行政全体からも一部の部分だ。

〔委員〕営利企業でも非営利活動なら「協働」に入る場合もある。介護保険枠内サービスでも過疎地などで非営利でしか入れない場合もあり、営利非営利は関係なく協働といえる状況になるのでは。

〔委員〕特定非営利活動法人で指定居宅事業者となった団体でも、市民活動から出発した団体はボランティア活動が根底に残っていて、3～4割は枠内サービスを行い、残りは従前のボランティア活動をやるので区別はつけられない。

営利会社との対比では市民団体やNPOは、市民側・住民側に立った部分、オンブズマン機能の部分もある。

〔事務局〕具体策は委員方の意見を機械的に整理した段階。実施策は一定の実現可能性を含めて書くべきと考えるので、起草段階で委員方の意見をいただくと同時に、庁内関係局との調整が必要と考える。

（４）今後の検討予定について

本年９月ごろまでに「協働の推進指針」の答申に委員会から生活文化局長にいただく予定。については「協働の推進指針」（案）を起草する専門部会を設置することとし、専門部会委員には、武藤副座長（部会長）、山岡委員、渡戸委員が座長より指命された。

（５）今後の開催予定について

専門部会の進め方、開催日程等は事務局と調整する。次回の検討委員会までに3～4回専門部会を開催し、まとまった案を検討委員会で討議する。日程は専門部会の進捗状況等と調整する。

7 次回の日程

日 時 平成12年8月11日（金）

会 場 東京都庁第一本庁舎33階特別会議室N6